

平成31年3月27日
法務省刑事局

刑法改正後の規定の施行状況についての調査結果

※ 平成29年7月13日から平成31年1月31日までの間に各地方検察庁から受けた報告に基づく件数

- 1 強制性交等罪(準強制性交等罪を含む。各罪の致傷を含む。)で、公訴事実において、肛門性交のみ、口腔性交のみ、あるいは肛門性交及び口腔性交のみを実行行為とする事件の起訴人員・件数

実行行為	人員	件数
肛門性交のみ、口腔性交のみ、 肛門性交及び口腔性交のみ	60名	68件

- 2 1のうち、被害者が男性である事件の起訴人員・件数

実行行為	人員	件数
肛門性交のみ、口腔性交のみ、 肛門性交及び口腔性交のみ	15名	16件

- 3 監護者わいせつ・監護者性交等罪(各罪の致傷を含む。)の起訴人員・件数

罪名	人員	件数
監護者わいせつ	32名	40件
監護者性交等	57名	67件